

第2章 芸術文化の国際交流のために

ここでは、芸術文化を通じての国際交流における問題点を、簡単にではあります、整理していきたいと思います。

1 芸術団体の日本公演ー最近の事例から

北中部イングランドのノッティンガムに、ノッティンガム・プレイハウスという地域劇場があります。1948年に設立されたこの劇場は、1996年3月末から4月にかけて日本公演を行っています。

「劇団」ではなく「劇場」であるという理由を簡単に説明しておきましょう。英国の演劇組織は、日本で一般的な固定したメンバーによる劇団ではありません。まず劇場が存在し、その劇場の運営責任者が運営スタッフと芸術スタッフを雇用し、その劇場の存在する地域とその周辺地域のために芸術活動を行っています。日本の劇団に若干近いツアリング劇団という概念もありますが、その場合においても、演出家や芸術監督、中心となる数名の俳優を除いては、公演毎あるいは年間契約という形で、必要な人材だけが雇用されます。20年前までは、きまつたメンバーが長期にわたって雇用されて活動を行う劇場も数多くあったのですが、現在は、その多くが姿を消してしまいました。日本的な劇団組織は英国ではプロの活動としては非常に稀と言わざるを得ません。公的助成も芸術家集団に与えられるのではなく、芸術を提供する場、芸術と観客の出会う場を創造する「劇場」に与えられています。ロイヤル・シェークスピア・カンパニーは、年単位で所属する俳優が変わっていきますし、国立劇場の俳優の雇用は公演毎の契約となっています。

さて、そのノッティンガム・プレイハウスの日本公演は、東京、名古屋及び札幌の三都市で行われましたが、実は当初予定されていた他の組織の代役であったそうです。予定されていた組織の作品の出来がいま一つであった、というのがその理由です。幸い、同じ時期にノッティンガム・プレイハウスはオーストラリアのアデレイドのフェスティバルへの参加が決まっていたので、代役と

してツアーを組むことができたというのが背景です。このようなことは稀と言わなくてはならないかもしれません、日本の招へい側のプロデューサーと先方のプロデューサーとのコミュニケーションが十分にとれていて、信頼関係があったので、急な変更も可能であったといえるでしょう。

ノッティンガム・プレイハウスのエグゼクティブ・ダイレクターのマッケンジー女史が、ご自身が海外から芸術団体を招へいする場合についてお話ししてくれました。1996年5月から6月にかけて、ロシアのマールイ劇場の公演の招へいを手がけていますが、これは5つの劇場の5人のプロデューサーが共同で行うプロジェクトです。5人ともマールイ劇場の芝居をよく知っており、その素晴しさ、価値を十分に理解した一流のプロデューサーばかりです。この5人が責任、リスクを完全に五等分する形でマールイ劇場の公演の招へいが進められました。責任を一箇所に背負わないこと、これは海外からのツアーの場合、リスクが大きいだけに考えなくてはならない問題です。

しかし、同時に船頭が多ければの例えがあるように、誰もが責任を回避しないような体制が必要であることは言うまでもありません。このあたりは、財團法人自治体国際化協会の兄弟ともいえる財團法人地域創造の課題ともなってくるかもしれません。実際に、このような共同で行われるプロジェクトの場合、どのプロデューサーがどういう考え方を持ち、どういう趣向をもっているかを明確に把握しておく必要があります。デスクに留まっていないで、多くの舞台を見、多くの人々と語り、多くの情報を入手する以外に、方法はないのかもしれません。



ノッティンガム プレイハウス



ノッティンガム プレイハウス内部
公演のテーマにちなんだ地域の学生らによる作品が並ぶ

2 日本公演を難しくしている要因

日本がヨーロッパから見たとき、極東であるという地理的要因はいたしかたありません。単独の組織がヨーロッパから日本へ芸術団体を招くというのは、航空運賃のことを考えるだけでも大変です。芸術団体の世界ツアーの一環で、例えば香港、シンガポール、台湾、韓国などとリンクしたツアーが組めれば、経済的なリスクは小さくなるかもしれません。その場合には、その芸術団体の数年先のツアーの計画に組みこめないと難しいといえます。それには、継続的かつ密接な関係を保つことが必要になります。「あうん」の呼吸と緻密なビジネスが一体化して初めて可能になるわけです。そこで、どうしても有能で、かつ、ネットワークを持ったプロデューサーに期待せざるを得なくなります。

日本でも議論され改善されてきましたが、単年度予算の問題も大きな障害です。つまり、日本では、担当職員の異動も含めて、2年から4年先のスケジュールを組むことが、難しいということです。例えば、有名な指揮者のスケジュールは5年先ぐらいまで埋っているという話もあります。

異動というのは、文化を考える上で、二つの側面があると思います。一つは、長期的展望をもって職員をよきアートマネジャーに育てることができない、つまり、ようやく慣れてきたかなというときに異動になってしまい、という否定的な側面です。これが一般的な芸術文化の世界での見解です。もう一つは、私の持論でもありますが、異動は職員の可能性や視野を広げるという肯定的な側面です。結果として、職員が身につけた可能性や広い視野を芸術文化の世界へ持ってくれるということです。芸術文化の少し偏った限られた視点だけで地域住民と接していくには、長期的展望にたったとき、芸術文化は地域から遊離してしまうおそれもあります。芸術文化は、その芸術性だけでなく、色々な役割を担えるはずです。芸術のための芸術の振興もある意味では必要ですが、地域に根ざしていない芸術文化を地方公共団体として振興する意味があるかどうかも考えるべきでしょう。多くの部署を回ってきた職員は、個人差はもちろんあるでしょうが、地域の人々の声を吸い上げ、需要を喚起し、満足度

を探るマーケティングの専門家であるはずです。自信をもってマーケティングをして欲しいと思います。いまや、全国でアートマネジメントの講習等が盛んに行われていますが、「にわかプロデューサー」になることだけは望まないで欲しいと思います。なるのなら一流になって欲しい。せめて経験をつんだプロデューサーやエージェントと互角に語り、ある意味ではだまされない程度になって欲しい。でも、その前に、地域のマーケティングの専門家としてプロデューサーや芸術家との共同作業者となることをめざして欲しいと願っています。

海外では、日本と異なり芸術家の組合が非常に強い力を持っています。組合の規定に沿っていなければ、海外公演はおろか、国内の巡演、本拠地での公演も不可能です。

ここで、本題から少し離れますが、芸術家の組合について簡単にご説明しておきます。

英国の場合、まず大きく音楽家、俳優、スタッフの組合に分けることができます。音楽家の組合は、クラシックからジャズ、ポピュラーまで全ジャンルを網羅しています。俳優の組合（British Actors Equity）は、一般に言われる俳優だけでなく、演出家（他の組合もある）、振りつけ師、舞台監督、コメディアン、オペラ歌手、ダンサー、フリーナウンサー等、劇場やテレビ、映画で働く、技術スタッフと表方（サービス、事務等）を除くすべてのアーチストが加盟しています。加盟しないことには、劇場やテレビと出演契約を結ぶことができなくなっているのです。オーディションを受けることも、組合（エクイティ）に加盟していないと不可能な場合がほとんどです。しかし、「ミス・サイゴン」のようにアジア系の俳優を多く必要とする場合、エクイティ加盟のメンバーだけでは不可能なので、メンバーでない俳優にもオーディションを受ける機会が与えられることがあります。

エクイティはウエストエンドの商業劇場の経営者団体、地域劇場等の経営者団体、小劇場ならびに舞踊の経営者団体、それぞれと各職種毎の最低賃金から労働条件すべてを含んだ団体協約を結んでいます。

組合の問題がなぜ大切なことかというと、演劇や舞踊の場合、音楽は録音で済ませたいと簡単に言うことはできないからです。録音で済ませたとしても、音楽家を雇用しないですむということにはならない場合があるのです。

また、団体協約は、海外公演用の協約があり、ツアー中の宿泊、日当、食事手当、移動にかかる時間と公演の時間の関係にいたるまで、細かく規定されています。

さらに、1993年冬のことですが、有名なバレエ団が英国国内ツアーで、リハーサルルームの室温が規定に達しなかったことを理由に、そこでの公演を中止したことがあります。ダンサーにとっては、温度が一度や二度違うだけで大きな怪我につながりかねません。バイオリンやピアノ奏者なども温度や湿度に大きく左右されてしまうものです。日本の芸術家たちはこのようには守られませんでしたが、大切なことと考えるべきでしょう。

また、組合があるということが、どう反映されるかというと、値段を叩くことが難しいということになります。日本では、劇団やオーケストラが、しばしばその売値を大きく下げることがあります。劇団やオーケストラとしては、ツアーに間をあけたくない、空けるくらいなら少しばかり安くても現金収入が欲しいと言うわけで、明確な積算なしにダンピングが行われることが少なくありません。井勘定ともいえる状態なのですが、組合の規定による積算がある限り、そういうわけにはいかないわけです。公演と公演に合間があっても、そこにつけこんで安く仕事をしないか、というわけにはいきにくい。もちろん、プロデューサーの実力にかかってくる部分です。

3 情報収集

どういう団体があって、どういう活動がなされていて、どういう評価を得ているのか。これは、芸術団体を招く場合の、最も基本的で、最も難しい課題です。クラシックや美術（コンテンポラリーを除く）は、すでに評価が確立しているものについては、予想と大きくはずれることはないでしょう。しかし、演劇や舞踊の場合は、見てみないとわからない。ビデオでということもあります

が、現物を見ておかないと、「こんなはずではなかった」ということになります。

ノッティンガム・プレイハウスのマッケンジー女史に、「どうして、日本人たちは、見てもいい自分が好きでもない作品を買うのですか。どうして、多くの作品を買っていながら、フェスティバルや見本市に日本からやってくる人が少ないのでですか？」と問い合わせされました。芸術文化というものには、これでいいという明確な基準はありません（ちなみに、アートマネジメントに絶対の成功はありません）。有名な団体が必ずしも芸術的に優れているとも限りませんし、芸術的に優れていればそれでいいと言うこともできません。自分で確認して、自分の納得のいく作品を買い、提供する。そして、その反応を肌で感じて行くこと、それ以外に方法はありません。

情報を集めるというのは、大変な作業です。ここでは、英国が海外からやってくる芸術団体の情報をどのように集めているかを紹介しましょう。

Visiting Arts という団体があります。ブリティッシュカウンシルやアーツカウンシル等が共同して作った外郭団体で、1977年に設立され、イギリス全国をカバーしています。海外からやってくる芸術団体、展覧会などの情報を収集し、これからやってくる団体として冊子にまとめ、地方公共団体や地域のアートセンターに提供しています。また、いくつかのプロジェクトに対して Visiting Arts は助成も行っています。海外芸術団体の英国でのツアーに関する専門家として、アドバイス、コンサルティング、出版等も行っています。わずか3名の常勤職員と若干の非常勤職員で、膨大な量の情報を扱っています。地域のアートセンター等は、どこかの芸術施設のプロデューサーが中心となって呼ばうとしている、あるいは、これからやってくる芸術団体のリストをもとに、スケジュールに余裕があれば、交渉を始めるという手順となっています。

一方、日本では、Visiting Arts と同じ機能を果たす組織は、残念なことに存在していません。その分、情報収集により多くの労力やお金、そして能力を割かなくてはなりません。財團法人地域創造は日本国内の情報については、かなりの機能を持っていましたし、文化庁が1995年7月に設立した「芸術情報プ

ラザ」もありますが、これも国内情報に限られているようです。

結局のところ、情報は、自分の足でかせぎ、自分の目で見るしか、収集できない状態にあります。そこで重要になってくるのが、世界各地で開かれている見本市やフェスティバルなのです。現在は、多くの名鑑（Directory）のようなものが出版されていますので、それを手始めに、見本市やフェスティバルを知ることができます。

4 課題

芸術文化を通じての国際交流は、海外から日本へ有名な芸術団体を招くことだけではありません。これからは、日本の地域の優れた芸術文化を世界へ、どしどし発信していただきたいと思います。英国の方々によく「伝統芸能ばかりでなく、日本のコンテンポラリーが見たいのだが」と言われます。日本の地域の優れたコンテンポラリーを世界の人々とともに分かち合うことは、国際交流の一つの在り方であると思います。

最後に、1998年には日本で英國祭が、2001年には英国で Japan Festival が予定されているそうです。1998年に日本にやってきた英国の地域の芸術団体が、公演を行った地域と交流し、2001年にはともに一つの作品を創造する。そんな夢を思い描いてみたいと思います。

おわりに

日本の地方自治体でも、模索の中から多くの新しい試みが生まれています。中には、柔軟で、斬新なものもあります。地方自治体において芸術文化振興に携わる方々には、地域のマーケティングの専門家として、その芽をつぶさないように、また、失敗をおそれないで、芸術文化を確実に、その地域に根付かせていただきたいと思っています。

このたび、財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所におきまして、英国の文化政策等について、お話をさせていただく機会を得ました。芸術関係の人々のなかで、芸術の世界の言葉で語ることには比較的慣れてはいましたが、芸術文化とは少し離れた仕事をなさっている方々に、わかりやすい言葉でご説明することの難しさを実感するとともに、その大切さをあらためて考え直させていただきました。このような素晴らしい機会を頂けましたことを心より御礼いたします。

参考文献

National Campaign for the Arts ed.: "FACTS ABOUT THE ARTS", 3rd edition, June 1995, National Campaign for the Arts

Arts Council of England: "THE 1ST ANNUAL REPORT", October 1995, Arts Council of England

Tim Challans & Anthony Sargent: "LOCAL AUTHORITIES AND THE ARTS", Discussion Documents 16, National Arts & Media Strategy, 1991, Arts Council of Great Britain

Robert Hutchinson & Susan Forrester: "ARTS CENTRES IN THE UNITED KINGDOM", 1987, Policy Study Institute

John Myerscough ed: "THE ECONOMIC IMPORTANCE OF THE ARTS IN BRITAIN", 1988, Policy Study Institute

George Rowell & Anthony Jackson: "THE REPERTORY MOVEMENT - A History of Regional Theatre in Britain", 1984, Cambridge University Press

John Lane: "ARTS CENTRES - Every town should have one", 1978, Paul Eleck

Harold Jolliffe: "ARTS CENTRE ADVENTURE - A experiment in municipal patronage of the arts", 1968, Swindon Borough Council

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール - 公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 - 地方分権を支える税財制度の概要 -	1997/3/24
第 139 号	1996 年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 - 運輸・通信行政を中心に -	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 - 構造と編成過程、1996年度予算案の概要 -	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 - 6 州の企業誘致政策を中心に -	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 - その理念と実態 -	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 - グラウンドワークの理念と実践 -	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム - Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム - F E M A と U S & R 隊 -	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧下さい